

V 人的セキュリティ対策

1 職員の責任及び権限

(1) 職員の責任及び権限は次のとおりとする。

区分	システム管理者	職員	情報政策課長
電子情報資産の管理	◎	○	◎
セキュリティに関する教育及び訓練	○		◎
セキュリティ事故への対応	◎	○	◎
物理的セキュリティ対策	◎	○	◎
アクセス制御の管理	◎	○	◎
パスワード管理	◎	◎	
コンピュータウイルス対策	◎	○	◎
障害対策	◎	○	◎
システムの運用	◎	○	
ネットワークの運用管理	◎	○	◎
インターネット関連の運用	◎	○	◎
新規システムの導入管理	◎		
情報システムの外部委託管理	◎		
監視及び測定	○		◎
文書及び記録の管理	◎	○	◎
共通実施手順書の作成			◎
業務システム実施手順書の作成	◎		

◎：総括的な責任及び権限を有する者 ○：責任を有する者

(2) 責任及び権限の詳細は、情報セキュリティ業務分掌職務権限一覧表に定める。

2 教育及び訓練

(1) 分類

分類	受講対象者	教育及び訓練の概要	実施責任者
新規採用職員教育	新規採用職員	情報セキュリティポリシーを理解し、確実に実行することを目的とした教育	情報政策課長
セキュリティ啓発教育	職員	セキュリティ対策の重要性及び管理対策の意義など、セキュリティ対策の自覚向上を目的とした教育	情報政策課長
システム運用教育	新規システム利用者	新しいシステムに対する、適正な操作を行えることを目的とした教育	システム管理者
セキュリティ内部監査員養成教育	新規セキュリティ内部監査員	内部監査員の資格要件を満たすことを目的とした教育	情報セキュリティ監査チームリーダー
随時教育	職員	職員への随時の教育	各課・機関の長
	非常勤及び臨時職員	非常勤及び臨時職員が守るべき内容を理解させ、また実施及び遵守させることを目的とした教育	

(2) 教育の計画及び実施

各教育実施責任者は、効果的な教育を実施するために以下の内容により教育の計画を立案し、実施する。

- ・教育の実施予定日
- ・教育実施者
- ・受講対象者
- ・実施内容及び使用するテキスト
- ・教育の効果測定方法
- ・上記以外で教育実施責任者が必要と判断した内容

(3) 教育の効果の確認

教育実施責任者は、実施した教育に関する効果の確認を行う。効果の確認手段とは次のとおりとする。

- ・アンケートの実施
- ・理解度テストの実施
- ・受講者へのインタビューの実施
- ・その他

(4) 報告書の作成

各教育実施責任者は、教育を実施後、実施報告書を作成する。

3 セキュリティ事故への対応

(1) 危機管理手順書の整備

各システム管理者はセキュリティ事故が起こった場合、迅速な復旧及び二次被害発生の防止を確実にするため対応手順が記載された危機管理手順書を整備すること。

また、システムを利用する課においては、システムダウン時の窓口対応マニュアルの整備を行う。

(2) 報告義務

全ての職員は、情報セキュリティ事故が発生した場合は、各システム管理者へ速やかに報告する。また、発生する恐れがある場合も同様とする。

(3) 対応手順

- ①情報セキュリティ事故を発見した職員は、各システム管理者へ報告する。
- ②報告を受けたシステム管理者は内容を確認し、必要な措置を講ずる。
- ③システム管理者は、事故状況を情報政策課長へ報告する。
- ④情報政策課長は、必要に応じて情報セキュリティ対策最高責任者及び情報セキュリティ評価委員会へ報告する。

(4) 事故の対応結果について、情報セキュリティ事故管理台帳に記録する。